

琵琶湖浸水想定区域図について

琵琶湖湖岸周辺で浸水した場合の浸水想定区域及び水深を示した「琵琶湖浸水想定区域図」を平成17年6月10日に指定・公表し、関係市町へ通知しました。

この「浸水想定区域図」は、水防法第十条の四第1項の規定並びに同上第3項の規定に基づくもので、洪水予報河川である琵琶湖において指定時点での琵琶湖湖岸や下流河道の整備状況、瀬田川洗堰操作等を勘案し、計画の検討に用いた実績洪水の最大である明治29年9月洪水が発生した場合に想定される浸水想定区域及び水深を示しています。

これにより、琵琶湖の水位は B.S.L. + 2.5 m¹まで上昇すると想定され、浸水想定区域に含まれる関係市町は9市8町となり、区域の面積は、約1万8千ヘクタール、区域内の世帯数及び人口はそれぞれ約3万1千世帯、約10万5千人です²。

1 「B.S.L.」とは、「Biwako Surface Level」の略で、琵琶湖の水面の高さを意味します。
B.S.L. + 0 mは、東京湾中等潮位 (T.P.) では、+84.371mです。

2 市町ごとの被害想定内訳は下表のとおり。

	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	野洲市	高島市	米原市	
浸水面積(ha)	765	2,123	284	2,562	1,395	1,771	1,401	2,228	656	
戸数 (戸)	床上	2,620	1,070	390	460	670	710	170	530	600
	床下	6,410	3,300	1,410	1,540	1,540	1,770	660	1,920	500
	計	9,030	4,370	1,800	2,000	2,210	2,480	830	2,450	1,100
被災人口(人)	27,216	13,719	5,047	7,462	8,831	9,427	3,682	8,561	3,741	
被害額(百万円)	71,370	28,501	13,708	17,687	14,262	16,524	5,548	15,895	13,495	

	志賀町	安土町	能登川町	近江町	湖北町	びわ町	高月町	西浅井町	合計	
浸水面積(ha)	275	868	1,796	221	350	1,071	3	217	17,988	
戸数 (戸)	床上	270	380	500	40	80	210	0	70	8,770
	床下	520	390	810	160	240	680	10	150	22,010
	計	790	770	1,310	200	320	890	10	220	30,780
被災人口(人)	2,891	2,748	5,228	679	1,257	3,455	17	812	104,774	
被害額(百万円)	5,834	12,276	14,080	1,077	1,897	5,806	14	1,500	239,474	

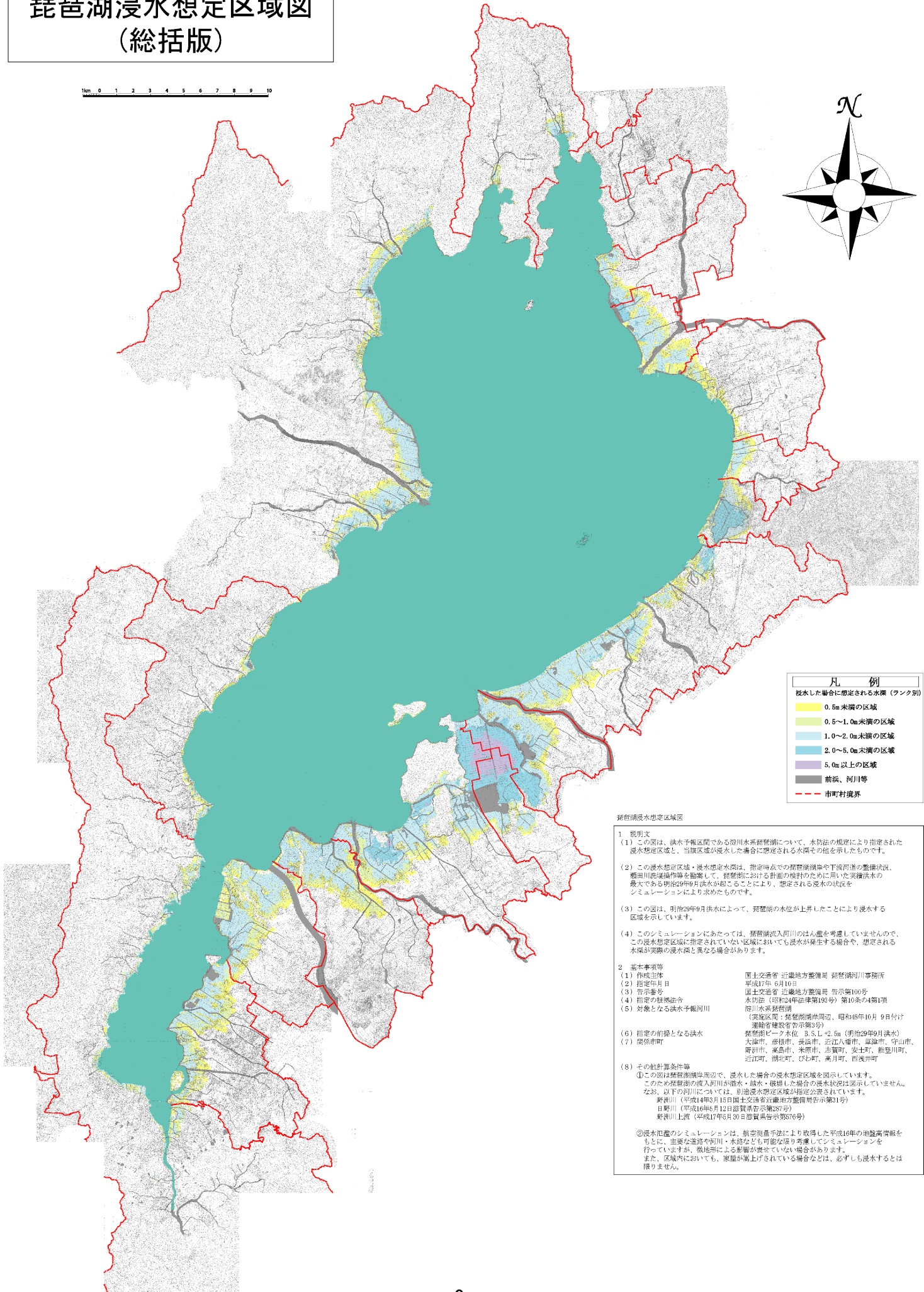
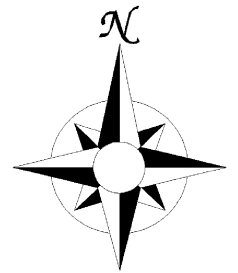
「琵琶湖浸水想定区域図」は、近畿地方整備局本局、琵琶湖河川事務所及び、滋賀県関係部局、関係市町の窓口及びインターネットでご覧になることができます。

琵琶湖河川事務所ホームページ

<http://www.biwakokasen.go.jp/simulation/sinsuisoutei/biwako/index.html>

琵琶湖浸水想定区域図 (総括版)

1km 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



凡 例	
浸水した場合に想定される水深 (ランク別)	
	0.5m未満の区域
	0.5～1.0m未満の区域
	1.0～2.0m未満の区域
	2.0～5.0m未満の区域
	5.0m以上の区域
	前浜、河川等
	市町村境界

琵琶湖浸水想定区域図

- 1 説明文
 - (1) この図は、洪水予報区域である淀川水系琵琶湖について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
 - (2) この浸水想定区域・浸水想定水深は、指定時点での琵琶湖湖岸や下流河道の整備状況、瀬田川浚渫作業を勘案して、琵琶湖における計画の検討のために用いた実績洪水の最大である明治29年9月洪水が起こることにより、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。
 - (3) この図は、明治29年9月洪水によって、琵琶湖の水位が上昇したことにより浸水する区域を示しています。
 - (4) このシミュレーションにあたっては、琵琶湖流入河川のはん濘を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等

(1) 作成主体	国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所
(2) 指定年月日	平成17年 6月16日
(3) 告示番号	国土交通省 近畿地方整備局 告示第160号
(4) 指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号) 第10条の4第1項
(5) 対象となる洪水予報河川	淀川水系琵琶湖 (実施区域：琵琶湖湖岸間、昭和48年10月9日付け運輸省建設省告示第3号)
(6) 指定の前浜となる洪水	琵琶湖ピーク水位 B.S.L.+2.5m(明治29年9月洪水)
(7) 浸水市町	大津市、彦根市、米原市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、栗島市、米原市、志賀町、安土町、琵琶湖町、近江町、湖北町、びわ町、高月町、西成井町
- ③ その他計算条件等
 - ① この図は琵琶湖湖岸間において、浸水した場合の浸水想定区域を図示しています。このため琵琶湖の流入河川が洪水・溢水・堰壊した場合の浸水状況は図示していません。なお、以下の河川については、別途浸水想定区域が指定公表されています。
 新洲川(平成14年6月15日国土交通省近畿地方整備局告示第31号)
 日野川(平成16年6月12日建設省告示第287号)
 新洲川上流(平成17年6月30日建設省告示第76号)
 - ② 浸水想定シミュレーションは、航空写真手法により取得した平成16年の地盤高情報をもとに、主要な道路や河川・水路なども可能な限り考慮してシミュレーションを行っています。微地形による影響が表れていない場合があります。また、区域内においても、家屋が嵩上げされている場合などは、必ずしも浸水するとは限りません。